

お客様各位

令和7年3月20日  
ホテルアバローム紀の国  
支配人 木地尾 整

### 食中毒事故発生に関するお詫びとお知らせ

この度、ホテルアバローム紀の国の11階にございますイタリア料理ツインバードにおきまして、食中毒事故が発生いたしました。

これにより、3月20日（木）付けで和歌山市保健所長より営業停止処分を受けましたので下記の通り、お知らせいたします。

該当のお客様におかれましては、多大なる苦痛とご迷惑をお掛けいたしましたこと、謹んでお詫び申し上げます。

一日も早いご快復をお祈り申し上げるとともに、心からお見舞いを申し上げます。加えて、当ホテルを日頃からご利用いただいているお客様及び関係者の皆様にも多大なるご迷惑とご心配をお掛けしますことを、重ねてお詫び申し上げます。

今回の事態を極めて重く受け止め、誠心誠意尽力して参ります。

### 記

#### 1 食中毒事故の内容について

令和7年3月9日(日)、ホテルアバローム紀の国 11階 イタリア料理ツインバードにおいて調理・提供した食事を喫食した24名様のうち19名様が翌日10日(月)未明以降に腹痛、下痢、嘔吐等の症状を呈した。

3月13日(木)11時頃、3月9日(日)の利用されたお客様から、下痢等の症状を呈していると連絡が入り、利用者同グループ内にも有症者があると伺い、当施設より和歌山市保健所に連絡を行った。

保健所の調査によると、有症者はいずれも当施設が令和7年3月9日(日)に調理・提供した食事を喫食しており、他に共通する食事はなく、有症者11名及び当該施設の従業員1名の便からサポウイルスが検出され、うち有症者7名と当該施設の従業員について同一遺伝子群であることが確認されたこと、有症者らに共通する食事は当該施設で提供された食事以外にないこと、食事以外の感染症を疑う事例がないことから、当該施設の食事を原因とする食中毒と断定された。

#### 2 行政処分内容について

上記結果を受け、当ホテルの11階イタリア料理ツインバードは3月20日付けで和歌山市保健所長より、以下の通り食品衛生法に基づき営業停止をすることを命じられました。

所轄保健所 : 和歌山市保健所

営業停止期間 : 令和7年3月20日(木)の1日間

※当施設が3月14日から自主的に休業し再発防止に着手していること  
を加味していただき、営業停止期間は1日間となった。

営業停止範囲 : 11階 イタリア料理ツインバード

違反の理由 : 食品衛生法第6条第3号の規定に違反した。

処分年月日 : 令和7年3月20日(木)

病因物質 : サポウイルス

### 3 再発防止策について

当ホテルにおきましては、日頃より衛生管理の徹底を目的とした従業員教育及び社内体制の整備を推進しておりますが、この度はこのような食中毒事故を発生させてしまい、お客様や関係者の皆様に多大なご迷惑とご心配をお掛けいたしましたこと、改めて心より深くお詫び申し上げます。今後は和歌山市保健所のご指導をいただきながら、再発防止に向けて早急に以下の対策を立て、お客様の安全・安心の確保に全従業員一丸となって取り組んで参る所存でございます。

#### 営業停止に伴う今後の対策一覧

- (1) 施設の消毒と使用中の食材の廃棄を適宜行う
- (2) 同様の事例が発生した場合や従業員に体調不良者が発生した場合は、速やかに報告する
- (3) 無症状の従業員についても定期的に検便を実施し、感染の有無を確認し、陰性者のみを出勤可とする

#### 【食中毒対応に関するお問い合わせ先】

ホテルアバローム紀の国

電話番号 : 073-436-1200 受付時間 : 10時00分~18時00分

E-mail : [avalorm@avalorm.com](mailto:avalorm@avalorm.com)

担当 : 木村・藤田

以上